

# 自民党県議が「陣中見舞い」として現金配布

## 前橋市議選直前 公選法に抵触のおそれ

### 共産党県議団が議長に真相解明を申し入れ

自民党の狩野浩志県議が、2月に行われた前橋市議選の直前に、複数の候補者に「陣中見舞い」として5万から10万円の現金を渡したとされる問題で、日本共産党県議団は3月1日、萩原渉議長に、以下の申し入れをしました。

公職選挙法は議員個人による選挙区内での寄付行為を禁じており、同法に抵触する可能性が極めて高い。狩野議員は「今までの慣例で、陣中見舞いとして」配ったと新聞紙上で釈明しています。このような寄付行為が「慣例として」行われていたのだとすれば重大な問題です。

狩野議員には、県民に対して一連の経過を誠実に解明・説明する責任があります。それは、県議会最大会派である自民党にも課せられた責任です。また、群馬県議会が、この問題にたいして何もせず放置するならば、県民の疑惑の目は、県議会全体に向けられることとなります。

わが党は、県議会の責任で事実を究明するために、同県議が所属する自民党県議団に対して全容を早急に調査し、議会に説明するとともに、記者会見などにおいても公表・説明するよう、議長として働きかけることを要請します。